

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月9日
【事業年度】	第126期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
【会社名】	タキロンシーアイ株式会社
【英訳名】	C.I.TAKIRON Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齋藤 一也
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田三丁目1番3号(ノースゲートビルディング)
【電話番号】	06-6453-3700(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部 財務グループ長 中戸 健吉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目15番1号(品川インターシティA棟)
【電話番号】	03-6711-3700(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 近藤 修司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) タキロンシーアイ株式会社東京本社 (東京都港区港南二丁目15番1号(品川インターシティA棟)) タキロンシーアイ株式会社中部支店 (名古屋市東区葵一丁目19番30号(マザックアートプラザ))

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2021年6月25日に提出いたしました第126期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありました。また、添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」の記載事項の一部に原本と異なる箇所がありましたので、これらを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

4. コーポレート・ガバナンスの状況等

(4) 役員の報酬等

(5) 株式の保有状況

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(4)【役員の報酬等】

(訂正前)

(省略)

c. 報酬等に関する株主総会決議とその内容

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第111期定時株主総会において年額420百万円と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。

(省略)

(訂正後)

(省略)

c. 報酬等に関する株主総会決議とその内容

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第111期定時株主総会において年額420百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。

(省略)

(5) 【株式の保有状況】

(訂正前)

(省略)

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
積水樹脂(株)	620,000	620,000	(注)	有
	1,300	1,233		
東ソー(株)	235,500	235,500	(注)	有
	498	289		
天昇電気工業(株)	917,800	917,800	(注)	無
	497	250		
(株)カネカ	104,183	104,183	(注)	有
	474	269		
大和ハウス工業(株)	130,000	130,000	(注)	無
	421	348		
(株)SCREENホールディングス	13,707	13,253	(注)	無
	133	53		
大東建託(株)	10,000	10,000	(注)	無
	128	100		
アークランドサカモト(株)	61,375	59,885	(注)	無
	104	58		
(株)キムラ	133,880	130,838	(注)	有
	72	57		
堺化学工業(株)	21,400	21,400	(注)	有
	45	38		
久光製薬(株)	6,058	5,561	(注)	無
	43	28		
(株)タクミナ	23,797	23,141	(注)	無
	31	27		
(株)A D E K A	7,000	7,000	(注)	有
	15	9		
杉田エース(株)	10,000	10,000	(注)	有
	9	9		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	-	372,000	(注)	無
	-	149		
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	-	4,500	(注)	無
	-	14		
(株)京都銀行	-	3,734	(注)	無
	-	12		
(株)トクヤマ	-	3,600	(注)	無
	-	7		

(省略)

(訂正後)

(省略)

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
積水樹脂(株)	620,000	620,000	(注)	有
	1,300	1,233		
東ソー(株)	235,500	235,500	(注)	有
	498	289		
天昇電気工業(株)	917,800	917,800	(注)	無
	497	250		
(株)カネカ	104,183	104,183	(注)	有
	474	269		
大和ハウス工業(株)	130,000	130,000	(注)	無
	421	348		
(株)SCREENホールディングス	13,707	13,253	(注)	無
	133	53		
大東建託(株)	10,000	10,000	(注)	無
	128	100		
アークランドサカモト(株)	61,375	59,885	(注)	無
	104	58		
(株)キムラ	133,880	130,838	(注)	有
	72	57		
堺化学工業(株)	21,400	21,400	(注)	無
	45	38		
久光製薬(株)	6,058	5,561	(注)	無
	43	28		
(株)タクミナ	23,797	23,141	(注)	無
	31	27		
(株)ADEKA	7,000	7,000	(注)	有
	15	9		
杉田エース(株)	10,000	10,000	(注)	有
	9	9		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	-	372,000	(注)	無
	-	149		
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	-	4,500	(注)	無
	-	14		
(株)京都銀行	-	3,734	(注)	無
	-	12		
(株)トクヤマ	-	3,600	(注)	無
	-	7		

(省略)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

(訂正前)

(省略)

<財務諸表監査>

(省略)

連結財務諸表監査における監査人の責任

(省略)

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない

(省略)

(訂正後)

(省略)

<財務諸表監査>

(省略)

連結財務諸表監査における監査人の責任

(省略)

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

(省略)

(訂正前)

(省略)

<内部統制監査>

(省略)

内部統制監査における監査人の責任

(省略)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

(省略)

(訂正後)

(省略)

<内部統制監査>

(省略)

内部統制監査における監査人の責任

(省略)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

(省略)